別紙

埋立工事施行区域内の公有水面における妨害禁止仮処分命令に対する保全取消請求事件　和解の概要

１．和解年月日　平成２６年６月１１日

２．裁判所　　山口地方裁判所

３．当事者　　（申 立 人）上関原発を建てさせない祝島島民の会ほか３７名

（被申立人）中国電力株式会社

４．和解条項

⑴　被申立人は，埋立工事施行区域内の公有水面（以下「本件公有水面」という。）につき，山口県知事が被申立人に対して平成２０年１０月２２日付けでした公有水面埋立免許について，その取消しを命じ，若しくはその効力が失効したことを確認する旨の判決が確定したとき，又は被申立人が山口県知事に対して平成２４年１０月５日付けでした工事竣功期間伸長許可申請に対して不認可の処分がされたときは，山口地方裁判所岩国支部の妨害禁止仮処分命令（平成２２年１月１８日決定）（以下「本件仮処分決定」という。）に係る仮処分申立てを取り下げる。

⑵　申立人ら及び被申立人は，被申立人が，本件公有水面につき，有効な公有水面埋立法による免許に基づき，適法に埋立てに関する工事を再開したときは，申立人らが被申立人に対し，本件仮処分決定主文第１項の不作為義務を負うことを確認する。

⑶　申立人らと被申立人は，⑴，⑵以外の場合においては，

①　本件仮処分決定主文第１項の「債権者の同水面に対する使用」とは，本件公有水面における地質，水温，流況その他の項目に関する調査，灯浮標の点検・補修その他同水面の管理・保全に必要な行為に限ること，

②　①の行為の妨げとならない限り，本件仮処分決定主文第１項の「船舶を進入」させることは，同項の「債権者による同水面に対する使用を妨害する一切の行為」に該当しないこと，

を確認する。

以　上